

# 議会運営委員会

日 時 令和4年9月27日（火）午後 時 分～  
場 所 全員協議会室

---

## 1 追加議案について

### (1) 概 要（別添）

第56号議案 亀岡運動公園競技場照明塔設置工事請負契約の締結について

## 2 人事議案について

第57号議案 亀岡市美濃田財産区管理会委員の選任について

## 3 人権擁護委員候補者の推薦について

## 4 9月議会最終日（9月28日）の日程等について

### (1) 会議予定（午前10時～）

①本会議（追加議案の提案理由説明、質疑、付託）

②総務文教常任委員会 及び 環境市民厚生常任委員会（委員長報告確認等）

産業建設常任委員会（付託議案審査～表決 《休憩》 委員長報告確認等）

<決算分科会委員長会議（委員長報告確認等）>

<議運事前調整>

③議会運営委員会

<会派会議>

④本会議（委員長報告～表決等、休会）

⑤議長記者会見、広報部会・広聴部会

【裏面に続く】

## (2) 議事日程

第1 第56号議案（提案理由説明、質疑、付託） ◎付託表は議場に持参  
<休憩>

第2 第1号議案から第56号議案（委員長報告～表決）

第3 第57号議案（提案理由説明、質疑、表決）

第4 人権擁護委員候補者の推薦について

第5 議員の派遣について（表決）

## (3) 議事日程第3の流れ（人事議案）

①提案理由説明（市長） ②質疑 ③表決

※付託、討論は省略（先例・申合せ85、96）

## (4) 討論通告期限 本日27日（火）16:00

※第56議案 28日（水）委員会審査終了時

## 5 議員の派遣について

(1) 京都府市議会議長会 京都府宮津市 11月7日 副議長の派遣

## 6 12月議会日程案について【別紙No.1】

## 7 その他

(1) 議会基本条例の検証及び見直しについて【別紙No.2】

(2) 亀岡市議会個人情報保護条例（案）について

(3) 議会運営委員会等の日程

9月28日（水）決算分科会委員長会議終了後 議運事前調整（正副議長、正副委員長）

上記終了後 議会運営委員会

10月13日（木） 9:00～ 議運事前調整（正副委員長）

10:00～ 議会基本条例の検証及び見直し

(4) その他の委員会等の日程（9月議会後）

10月12日（水）10:00～ 政策研究会意見交換会

14日（金）10:00～ 議員団研修会（坂本信雄氏）

21日（金）10:00～ 総務文教常任委員会

27日（木）10:00～ 京都スタジアム検討特別委員会

## 令和4年亀岡市議会定例会 12月議会日程（案）

（議会期間 22日間）

月	日	曜日	会 議 等	備 考
11/	18	金	市長・議長議案調整、議運事前調整	
	19	土		
	20	日		
	21	月	（議案送付） 議会運営委員会、広報部会・広聴部会、広報広聴会議	幹事会、会派会議
	22	火		
	23	水祝	（勤労感謝の日）	
	24	木		
	25	金		
	26	土		
	27	日		
	28	月	【定例会再開】 <12:00：一般質問通告期限／17:00：請願書等提出期限>	
	29	火		
	30	水		
12/	1	木		
	2	金		
	3	土		
	4	日		
	5	月	市長・議長議案調整（追加議案）、議運事前調整	
	6	火	【一般質問】（追加議案送付）議会運営委員会 <本会議終了時：質疑通告期限>	幹事会、会派会議
	7	水	【一般質問】	
	8	木	【一般質問】	
	9	金	【一般質問等】（追加議案提案）	
	10	土		
	11	日		
	12	月	総務文教常任委員会、公共交通対策特別委員会	
	13	火	環境市民厚生常任委員会、桂川・支川対策特別委員会	
	14	水	産業建設常任委員会、京都スタジアム検討特別委員会	
	15	木	（委員会予備日）  <10:00：意見書等提出期限>	
	16	金	市長・議長議案調整（人事議案）、議運事前調整、 議会運営委員会  <16:00：討論通告期限>	幹事会、会派会議
	17	土		
	18	日		
	19	月	各常任委員会、議運事前調整、議会運営委員会 【定例会休会】 議長記者会見、広報部会・広聴部会	会派会議

議会基本条例の検証及び見直しに係る検証結果について  
(第1条～第26条)

## 【検証結果】

◎評価項目数 46項目

A評価（達成） 42項目

- ・取組検討としたもの 7項目（うち検討終了4項目）
- ・意見がついたもの 7項目

B評価（一部達成） 4項目

- ・取組検討としたもの 4項目（うち検討終了3項目）

※条文改正としたもの なし

## 【取組検討としたもの及び意見がついたもの】

No.	条文	区分	検討内容・決定事項等
1	<第4条- (2)> <b>議員の活動原則</b> 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。	A 達成	<決定事項> ※条文に規定する内容を互いに点検しながら、今後そういった指摘がないようにしていくことを確認する。
2	<第5条- 1、2> <b>会派</b> 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。	A 達成 ・ 取組 検討	<決定事項> ※会派結成の人数要件について各会派で意見集約した上で、幹事会において検討し、今期中に結論を出す。 ➡ 幹事会にて検討実施 ※幹事長(会派代表者) 討論については、今後継続して実施するのであれば、よりよい討論となるよう討論時間や実施時期を含めていろいろな面で検討する。
3	<第6条- 1、2> <b>災害時の対応</b> 議会及び議員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の維持及び安定に努めるものとする。 2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。	A 達成 ・ 取組 検討	<検討継続> ※災害時のオンライン会議に加えて、連絡・報告の手段や常にタブレット端末を自宅に持ち帰るなどの取り決めについて整理し、運用基準の災害対応マニュアル等に入れ込む。

4	<p>&lt;第7条-2&gt; <b>市民参加及び市民との連携</b>          議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。</p>	<p>B          一部達成          ・          取組検討</p>	<p>&lt;決定事項&gt;          ※常任委員会のYouTube録画配信については、運用基準を策定し、広報広聴会議において10月から試行配信を開始する。          ※議長記者会見のバックボードについては、予算をかけずに現状のボードに写真や文字を貼るなどの工夫やのぼり等の設置により、議会情報等を発信・アピールしていく。          ➡ 上記のとおり対応予定</p>
5	<p>&lt;第7条-3&gt; <b>市民参加及び市民との連携</b>          議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>A          達成          ・          取組検討</p>	<p>&lt;検討継続&gt;          ※意見交換会における交通費（実費弁償）について整理する。</p>
6	<p>&lt;第7条-5&gt; <b>市民参加及び市民との連携</b>          議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。</p>	<p>A          達成          ・          取組検討</p>	<p>&lt;検討継続&gt;          ※夏休みなど長期休業期間に日時を決めて市民の議場見学会を検討する。</p>
7	<p>&lt;第8条-1&gt; <b>議会報告会等</b>          議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を行うものとする。</p>	<p>A          達成</p>	<p>&lt;決定事項&gt;          ※重要な案件や採決が拮抗した際には、議会報告会を開催する。</p>
8	<p>&lt;第8条-2&gt; <b>議会報告会等</b>          議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。</p>	<p>A          達成</p>	<p>&lt;決定事項&gt;          ※わがまちトークを再開する際には、ファシリテーターとしての心構えや留意事項等を広報広聴会議で整理して示していく。</p>
9	<p>&lt;第9条-(2)&gt; <b>議員と市長等の関係</b>          本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。</p>	<p>A          達成          ・          取組検討</p>	<p>&lt;決定事項&gt;          ※反問権については、これまでどおり対応することとし、状況によって議長や委員長の議事進行権をもって整理する。          ➡ 上記のとおり対応済み</p>

10	<p>&lt;第10条-2&gt; <b>議会審議における論点の明確化</b></p> <p>議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。</p>	<p>B 一部達成 ・ 取組検討</p>	<p>&lt;決定事項&gt;</p> <p>※議案審査においてしっかりと説明を果たし、予算・決算資料の整合、必要な資料提供を含めて部課内で十分調整した上で審議に臨まれるよう、部長会議等で申し入れる。</p> <p>➡ 上記のとおり対応済み</p>
11	<p>&lt;第11条&gt; <b>政策執行に対する議会の評価</b></p> <p>議会は、市長等が行う政策について、市民福祉増進の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。</p>	<p>A 達成 ・ 取組検討</p>	<p>&lt;決定事項&gt;</p> <p>※事務事業評価にかかる評価基準の点数配分について見直す。</p> <p>➡ 見直し後の評価表で事務事業評価を実施済み</p>
12	<p>&lt;第14条&gt; <b>定例会の回数及び会期</b></p> <p>定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。</p> <p>2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。</p>	<p>A 達成 ・ 取組検討</p>	<p>&lt;決定事項&gt;</p> <p>※改選年を除く3月議会については、常任委員会の別日開催を基本に日程調整する。</p> <p>➡ 上記のとおり対応予定</p>
13	<p>&lt;第16条&gt; <b>委員会の活動</b></p> <p>委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。</p>	<p>B 一部達成 ・ 取組検討</p>	<p>&lt;検討継続&gt;</p> <p>※委員会のオンライン参加について、12月議会で委員会条例等を改正する。</p> <p>※委員会のオンライン参加の事由として、全国市議会議長会の例示を踏襲しながら、委員会条例の条文に「その他やむを得ない理由」の文言を加え、その詳細（育児や介護等の要件）は要綱等で整理する。</p>
14	<p>&lt;第18条&gt; <b>広報広聴の充実</b></p> <p>議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。</p>	<p>A 達成</p>	<p>&lt;決定事項&gt;</p> <p>※広報広聴の中で必要不可欠な費用について、議会としてしっかりと予算要望する。広報広聴会議の組織強化については、内部調整などできることからやっていく。</p>

15	<p>&lt;第19条&gt; <b>議員研修の充実</b></p> <p>議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。</p>	B 一部 達成 ・ 取組 検討	<p>&lt;決定事項&gt;</p> <p>※全国市議会議長会研究フォーラムへの参加については、議員研修として実施することを前提にすることは難しいため、必要であれば会派の活動の中で対応いただく。</p> <p>※議員団研修会については、予算の上限を広げて、本当に来てほしい講師に来ていただける機会を確保する。</p> <p>※政務活動費における研修については、現状のままで対応することとし、来期に研修の充実等が必要であれば検討いただくことを送っていく。</p> <p>➔ 議員団研修会の充実について、次年度予算で対応予定</p>
16	<p>&lt;第20条-1&gt; <b>議会事務局</b></p> <p>議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。</p>	A 達成	<p>&lt;決定事項&gt;</p> <p>※今後どのような形で議会の機能強化が必要であるのか、新たな期において議論いただく方向とする。</p>
17	<p>&lt;第22条-1、2&gt; <b>議員定数</b></p> <p>議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。</p> <p>2 議員定数は、別に条例で定める。</p>	A 達成	<p>&lt;決定事項&gt;</p> <p>※今後の議員定数については、議会活性化を推進する観点も含めて、来期に必要なに応じてより議論を深めていただく。</p>
18	<p>&lt;第23条-1、2&gt; <b>議員報酬</b></p> <p>議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。</p> <p>2 議員報酬は、別に条例で定める。</p>	A 達成	<p>&lt;決定事項&gt;</p> <p>※議員報酬については、今後時期を見て報酬審議会を開くべきである。</p>